

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十五第

月二十年七十和昭

論 叢

經濟の本質について……………

經濟學博士 柴田敬

史記・平準書にあらはれたる貨幣思想……………

經濟學士 穗積文雄

第一次大英帝國の崩壊とアダム・スミス……………經濟學士 白杉庄一郎

研 究

中小工業金融市場の構成……………

經濟學士 田 杉 競

都市及農村人口の自然的繁殖力に就て……………

經濟學士 青盛和雄

佛領印度支那の關稅改正……………

經濟學士 河野健二

說 苑

保險に對する認識の發展と保險學の性格的變化……………

經濟學博士 小島昌太郎

南洋華僑觀……………

經濟學士 鈴木總一郎

附 錄

彙 報

本誌第五十五卷總目錄

第一次大英帝國の崩壊とアダム・スミス

白杉庄一郎

世界の舊秩序を代表する大英帝國はいま崩壊の危機に瀕してゐる。この大帝國の崩壊なくして世界の新秩序はあり得ない。大英帝國の崩壊は如何なる形をとるであらうか。これは決して新秩序にとつてどうでもよい問題ではない。然し、性急な臆斷を差控へてこの大帝國の歴史を繙くならば、それはかつて一度崩壊したと云はるべき理由をもつてゐる。今日の大英帝國は、大西洋を挟みその兩岸にまたがつて存在してゐた第一次大英帝國がアメリカ合衆國の獨立によつて崩壊した後に、これとは異つた原理によつて建設されたものと見ることが出来る。第一次大英植民帝國の指導原理は重商主義であつたが、第二次大英帝國のそれは自由主義である。ところで、重商主義を批判しこれに代るべき自由主義を提唱したのは云ふまでもなくアダム・スミスであつた。『國富論』の第一版が出たのは一七七六年の三月九日であるが、舊帝國を崩壊に導いた北アメリカ十三州の獨立が宣言されたのは同年の七月四日であつた。一體スミスはアメリカの獨立問題を如何に見てゐたであらうか。第一次大英帝國の崩壊に際してイギリスが世界に誇り得る碩學アダム・スミスが提案した方策を回顧してみるといふことは、第二次大英帝國が崩壊に瀕してゐる今日、まんざら意味のないことでもないであらう。

アメリカ合衆國の獨立は云ふまでもなくイギリスの重商主義的植民政策の破綻を示すものにほかならない。然しイギリスの植民政策が他の國々のそれに比して特に苛酷であつたわけではない。反對に、イギリスの政策は政治上から見ても經濟上から見ても他の如何なる國のそれよりも寛大であつた。特にイギリスの植民地に於ては自治制度が發達し、政治上は殆んど全く本國政府の干渉を受けないと云つてよい状態にあつたのである。然し經濟上から見るとイギリスの政策は、他の國々の政策にくらべて遙かに寛大ではあつたが、それにしても植民地は母國の利益に奉仕すべしといふ重商主義的植民政策の原則に變りがあるわけではなかつた。植民地の主要産業は農業に限定され、母國の工業と競争關係に立つ如き一切の植民地工業は禁遏され、植民地貿易は母國に於ける商業の獨占に委ねられてゐた。尤も、アメリカの獨立前後に於ける經濟發展の段階に於ては、この種の經濟的壓迫はまだ戰爭を嗜してまで反撥されねばならぬ死重とは感じられてゐなかつた。母國と植民地との利害に對立するものゝあつたことは云ふまでもないが、然しそれは絶対に相反すると云つたものではなかつた。兩者が同じ植民帝國の構成員として相互依存の關係をもつてゐたことも否定できない。航海條令でさへ植民地の海運業に母國のそれと同一の地位を與へることによつて有利な側面をもつてゐた。生産物に對する市場の保證だとか、植民地の企業に對する資本の補給といふやうな點から考へても、植民地繁榮の主要原因が隆々たる大帝國の構成員たることにあると云はるべき側面がないではなかつた。事實、合衆國は獨立後、ヨーロッパに勃發した革命戰爭によつて救はれるまで、イギリスとの分離によつて淺からぬ傷手を負ふのである。そしてこの傷手の豫想が富裕な商人たちをして獨立問題に關し最後まで逡巡せしめたと考へられる節があるのである。然し重商主義的植民政策が植民地人の被壓迫感を喚起することによつて致命的なものをもつてゐたことは否定できない。植民地の住民はもと

もと自由の意識の旺盛な移住者の集りであつた。彼等の享受してきた政治的自由は獨立の感情を養成するに與つて力があつた。ロックの民権思想やフランスの啓蒙思想の受容られる十分の地盤があつた。植民地の發達と共に母國本位の植民政策は早晚反撥さるべき運命をもつてゐたと云はなければならぬ。

特に七年戦争（二七五六—六三年）は植民地人に有力な自覺を與へた。フランスがカナダを領有してゐた頃は、植民地人はこれに對抗するために本國の援助を必要とした。然るに戦争の結果カナダはイギリスの領有に歸して、フランスに對する恐怖は消滅した。加ふるに、戦争中、植民地の力は増大した。人口も富力も増加した。植民地の軍隊はカナダ攻略に偉功をたて、兵力にも自信を得た。植民地はかくして自己の力を自覺し始めてゐたのに、本國はこの間の事情を察せず、戦前より却つて壓制的と考へられる態度をとつた。重商主義的諸規定の實施は從來、海岸線が長くて取締の困難といふ事情もあつたが、寛大であつて、違反しても深く追求されなかつた。戦争中は一層さうであつた。然るにイギリスは膨大化した植民帝國の組織化の必要から重商主義的諸規定の勵行を企圖するに至つた。然し最も大きな衝擊を與へたのは、一七六四年の砂糖條令に始まり一七六五年の印紙條令・一七六七年のタウンゼンド條令と續く植民地課稅政策であつた。今その經緯に立入つてゐる暇がない、直ちに問題に關するスミスの解釋に入らうと思ふ。

二

スミスは問題の發端である植民地課稅を肯定してかゝる。彼の見るところによれば、「ある領地をしてそれの所屬する帝國にとつて有利ならしめんがためには、その領地は平時に於てはその領地自身の平時編成費を支辨するに足るのみならず、帝國の一般統治の支持に對して自己の割前を出すに足る収入を國家に提供すべきである。

各領地は大なり小なり必ずこの一般統治費の膨脹に關係をもつてゐる。それ故、もし或る領地がこの經費の支辨上自己の割前を出さないならば、帝國の或る他の部分に不平等な重荷が賦課されざるを得ない。同様の理由により各領地が戰時に於て國家に提供する臨時収入もまた全帝國の臨時収入に對してその經常收入の場合と同一の比例を保つべきである。」〔國富論〕第二卷一一七頁。かう考へてスミスは當時政府のとつた植民地課稅政策を肯定する。否、彼は當時問題となつてゐた植民地防衛費の一部どころか、植民地の一般行政費は勿論、全帝國の一般統治費に關しても植民地は應分の負擔をなすべきものと考へるのである。問題は植民地課稅の是非ではなくて、課稅方法の如何にあると見るのである。

植民地に對する課稅の方法としては、植民地議會によるか本國議會によるかの二つの方法がある。然し植民地議會をして植民地課稅に協賛せしめることは事物の性質上困難である。のみならず植民地議會は全帝國にとつて必要な事柄に關する知識をもつてゐない。そこで本國議會は妥協案として配布令(Requisition)による方法を提案した。それによれば、本國議會は各植民地の支拂ふべき金額を決定し、植民地議會はその金額をその地の事情に最も適合した方法で割當てるのである。スミスはこの方法は次のやうな缺點をもつと考へる。即ち、この方法によつて本國議會の發した配布令を植民地議會が拒絶した場合、本國議會はその命令を有效ならしめるやうな手をとらねばならぬが、然しそのために必要な十分の權威をもつてゐないのみならず、本國議會が植民地の承諾を得ずして自由に課稅し得る權利を取得することになれば、植民地議會の重要性は消滅し、それと共に植民地に於ける指導的な人物の重要性も消滅してしまふ。彼は植民地の住民がこの種の妥協案を拒絶した主たる理由をこゝに見て云ふ。

「人々が公共事務の處理に與らうと欲するのは、主として、そのことが人々に與へる威望の故である。凡ての自由政治組織(*system of free government*)の安定と持續とは、各國の指導的人物すなはち自然的貴族の大部分がそれぞれ自己の威望の保持または防衛に關して有する力に依存する。國內の黨派心や野心の發動は總て、これらの指導的人物が絶えず相互の威望に對して加へつつある攻撃と自分自身の威望の防衛とから成るのである。アメリカの指導的人物は、他の總ての國の指導的人物と同じく、自分自身の威望を保持しようと欲してゐる。彼等は、もし彼等の議會(*assemblies*)が—それを彼等は好んで「*Parliaments*」と呼び「*Great-Britain*」の「*Parliament*」に匹敵する權威をもつと考へてゐるのであるが—「*Great-Britain*」の議會の微々たる代理者であり行政官たるにすぎないといふところまでその地位を低下せしめられるならば、彼等自身の威望の大部分は失はれてしまふであらうと感じ又は想像してゐる。それ故、彼等は英國議會の配賦令による課税の提案を拒否した、そして野心に満ちて勇敢な人の如く、自分自身の威望を防衛するためにむしろ劍を抜くの道を選んだのである。」(同一二二頁)

これがアメリカ革命の勃發に關するスミスの解釋である。彼が獨立戰爭を理解するにあたつても、人間性から政治現象を理解するといふこの時代に特有の方法を併用してゐるのは興味のあるところであらう。而して事の起りが、物質的・利益そのものよりは、むしろ政治的・經濟的・被壓迫感にあつたと見られ得るかぎり、スミスの觀察は必ずしも的を外れてゐないと云はなければならぬ。この觀察にもとづいて彼の提案する方策はかうである。

もし「*Great-Britain*」が一般的同盟(*general confederacy*)から脱退するかも知れぬ各植民地に對して帝國の公共收入に貢獻する割合に適合するやうな代表者數を選出するを許し、同一の租税を課せられる代償としてその住民に本國に於ける帝國臣民と同一の貿易自由を許し、その代表者數を植民地の貢獻が爾後増加するにつれて増加されるやうにすれば、威望獲得の新しい一層眩惑的な野心の一對象が各植民地の指導的人物の前に提供されることになるであらう。さうすれば彼等は、植民地的黨派心の取るに足らぬ富饒と呼んでよいやうなものに見出され得る僅かの懸賞金をめざしてあくせくする代りに、人間は自分自身の能力や幸運について自

惚をもつものであるから、英國の政治問題といふ大國富強の車から往々振出される大懸賞金の幾らかを引當てようと望むであらう。アメリカの指導的人物の威望を保持し野心を満足せしめるこの種の何らかの方法が——而してこの方法より明白な方法は外になさうに思はれるのであるが——とられなければ、恐らく彼等は我々に自發的に服従しはしないであらう。而して我々は、彼等を強制して我々に服従せしめるために流されなければならぬ血は一滴といへども我々の同市民たる人々または我々が我々の同市民として持ちたいと思ふ人々の血である、と考ふべきである。事すでにこゝに至つては、我植民地が力によつてのみ容易に征服されるであらうと思つて悦んでゐる人々は全く智慧の足らぬ人々である。いはゆる大陸會議(Continental congress)なるものゝ決議を現在支配してゐる人々は、目下のところ、ヨーロッパに於ける最高の臣民といへども恐らくは殆んど感じないであらうほどの威望を感じてゐる。商店主や小賣商人や代辦人から彼等は政治家や立法者となり、廣大な一帝國のために一つの新しい統治形態を案出しようと努力してゐる。そして彼等はこの一帝國が會つて世界に存在した最も偉大にして最も恐るべきものゝ一つになるであらうと思つてゐるが、恐らく事實さうなるであらうと思はれるのである。大陸會議の下で直接種々の活動をなしてゐる恐らくは五百人の人々およびこの五百人の下で活動してゐる五十萬の人々は總て同様に自分たちの威望がそれぞれ相當の向上を見たと感じてゐる。アメリカに於ける支配的黨派の殆んどあらゆる個人は現在かつて占めてゐた地位のみならず會つて占めんと期待したことのある地位にも優つた地位を占めてゐると空想してゐる。それゆゑ、何か新しい野心の對象が提供されなかつたならば、彼等は人間普通の氣力をもつかぎり死を嗜してもその地位を防衛するであらう。(同一二一—二二頁)

かくしてスミスは課税方法の改善といふことから植民帝國の改造といふことを導き出してくるのである。即ち

彼は植民地の住民に對して母國の住民と同一の權利義務を賦與するといふ方法によつて植民地問題を解決して行かうと考へたのである。言ひ換へると、それは植民地を母國から分離するのではなくて、植民地を母國へ合同するといふことにほかならない。即ち彼は一七〇七年にイングランドとスコットランドとが合同してグレート・ブリテン王國を形成した如く、グレート・ブリテンと植民地とを合同して母國本位の重商主義的植民帝國の代りに平等な自由主義的大英帝國を形成すべしと主張するのである。

ヒニームやテュルゴは、植民地が母國から分離するのは、果實が樹から分離し子供が親から分離する如く、自然の普通の成行に於ては不可避だと信じてゐた。スミスも、もし植民地との自發的分離に關する提案が採用されたならば、イギリスは植民地のための軍事費の負擔を免れるのみならず、現在享受されてゐる獨占よりは——商人ではなくて人民大衆にとつて——一層有利な自由貿易を確保せしめるやうな通商條約を植民地との間に締結することができ得るであらう、と考へる。進んで彼は、良友を手離すことによつて却つて、最近の紛争が殆んど消滅させてしまつた「母國に對する植民地の自然的愛情」が急速に甦つてくるであらう、ために分離に際して締結された通商條約は數世紀間も尊重され、戰爭に當つても貿易上も我々に味方し、不穩にして黨派的な臣民たる代りに、我々の最も忠實にして愛情にみち且つ寛大な同盟國たらしめるであらう。そして古代ギリシヤの植民地と母市との間に存在したやうな親子間の愛情と尊敬がグレート・ブリテンとその植民地との間に復活するであらうとも述べてゐる(同一一六一—一七頁)。ヒニームやテュルゴの場合と同じく、後世の植民地放棄論に見られるが如き資本家的打算を超へた人道的精神がスミスをして理論上は自發的分離を合理的なものとして肯定せしめたのである。然しスミスは思辯哲學者ではなくて何處までもイギリス人らしい常識的な實踐哲學者であつた。彼はアメ

リカの獨立宣言やフランス革命の人權宣言を指導したロック流の民權思想を批判し得るだけの歴史的意識をもつてゐた。歴史的傳統を無視して革命を是認するといふやうなことは彼の到底承服し得ないところであつた。植民地問題に關しても彼は同様の考へ方を忘れなかつたのである。即ち曰く。

「グレート・ブリテンはその植民地に對する一切の權威を自發的に拋棄し、植民地をして彼等自身の長官を選任し、彼等自身の法律を制定し、かつ彼等が適當と考へるところに従つて宣戰講和せしむべしと提案するは、世界に於ける如何なる國民によつても未だ曾つて採用されず今後も採用されないであらうが如き一策を提案するものであらう。未だ曾つて如何なる國民によつても統治がどれほど面倒であつたにせよ、またそれが提供する收入が惹起する經費に比してどれほど些少であつたにせよ、どこかの領地の支配を自發的に放棄したといふやうなことはない。かかる犠牲はしばしば各國民の利益に一致するものではあるけれども、然しそれは常に各國民の誇りを傷つけるのである。かつ恐らくさらに重要なことには、かかる犠牲は常に各國民の支配者層の私的利益に反するのであつて、彼等はそれによつて最も不穩なそして人民大衆にとつては最も不利益な領地の所有が提供しないことは殆んどない信頼され儲けのある多くの地位を處分する權力を奪はれ、富や榮譽を獲得する多くの機會を奪はれるであらう。従つて最も幻想的な熱狂者といへども、それが少くとも將來は必ず採用されるといふ眞面目な希望を懷いて、かかる方策を提案することは殆んど不可能であらう。」(同一一六頁)

スマスは、國民の誇りと支配階級の利害といふ觀點から見て、自發的分離といふ如き提案の支持され難い所以に想到したのである。しかも「我植民地は彼等をして合同 (a Union) に同意せしめることができなからば恐らく總ての母國のうちの最善なるものに對してさへ頑強に抵抗して自己を防衛するであらう」といふのが彼の確信であつた。この確信に基き進んで彼は合同に對する若干の疑問を豫想して答へてゐる。起り得る第一の疑問は英國憲法が傷つけられはしないかといふ點である。彼は、英國の憲法が植民地との合同によつて傷つけられるといふやうなことは殆んど全くあり得ない、むしろ反對に憲法はそれによつて完成され、それが實現されなければ却つ

不完全である、「帝國の各部分の事務を審議し決定する議會は各部分についての適當な報道を得るために必ず各部分からの代表者をもたねばならぬ」と主張する。然しスミスもこの合同が容易に實現されるとは考へず、その實行が種々の困難を伴ふことを承知してゐた。然し主要な困難は事物の性質から起つてくるものではなくて、むしろ「大西洋の此岸と彼岸とに於ける人民の偏見や所信」から起つてくるものであつて、決して打勝つことのできないやうな性質のものではないと考へた。即ち彼は豫想される双方の危惧について書いてゐる。

「大西洋のこちら側にある我々は、多数のアメリカの代表者が政治組織の均衡 (the balance of the constitution) をくぐがし、一方に於ては君主の勢力ないし他方に於ては民衆の力のいづれかを増大しすぎるといふやうなことになるはしないかと惧れる。然しアメリカの代表者数がアメリカの課税収入に比例すべきものとすれば、操縦さるべき人民の数は彼等を操縦する手段に比例し、彼等を操縦する手段は操縦さるべき人民の數に精確に比例して増加するであらう。政治組織の君主政的部分および民主政的部分は合體後も從來と全く同様の度合に於て相互に對する相對的權力關係を保つであらう。」大西洋の向ふ側にある人民は、政府の所在地から遠く離れてゐるので多くの壓制を加へられはしまいかと惧れる。然し議會に於ける彼等の代表者——その數は最初からかなり多かるべき筈であるが——は容易にあらゆる壓制から彼等を保護することができるとであらう。距離は代表者の選舉人への依存性を大して弱めることができないであらう。前者は依然として彼の議席および彼がそれから獲得する一切の社會的地位が後者の好意に負ふものであることを感ずるであらう。それゆゑ、立法府の一員たる全權威をもつて帝國のこれらの遠隔地方に於て或は文官あるひは武官の何人かが犯したあらゆる暴行をその筋へ訴へることによつて右の好意を培ふは、代表者の利益であらうのみならず、アメリカの住民はアメリカが政府の所在地から遠く隔つてゐるのも大して長い間のことではなからうと思つて悦ぶであらうが、それにはまたその理由らしく思はれるものがない譯ではない。その國の富や人口や改良の進歩は從來きほめて著しく、恐らく今後一世紀あまりのうちにアメリカの課税収入は英國のそれを凌駕するかも知れぬと思はれるほどである。さうなれば、帝國の首府は自ら全帝國の一般的防衛ならびに支持に最も多く貢獻するやうな地方へ移轉されて行くであらう。」(同

今日、大英帝國の崩壊を前にしてしばしばアメリカとの合體がイギリスの行くべき將來として豫想されるので

あるが、第一次大英帝國の崩壊に際してもスミスが同様の主張をもつてゐたことは興味ふかく想起されるところでなければならぬ。勿論、今日と當時とはイギリスが國際間に於てもつ勢力に重要な相違のあることは無視できない。當時イギリスは政治的にも經濟的にも世界一の先進國であつた。十七世紀の後半すでに政治的の市民革命を完了して、今やまさに産業革命の始まらんとする段階であつた。それは資本主義的世界秩序といふ形に於けるイギリスの世界制覇の云はゞ準備時代であつた。従つてスミスの場合、アメリカとの合同と云つても、合同の相手が獨立國ではなくて植民地であつたばかりでなく、それは舊い秩序の消極的防衛を意味するものではなくて、むしろ新しい秩序の創造といふ意味をもつてゐたと云つてよい。然し二つの時代にこの種の相違はあるにしても、イギリスが世界に誇り得る碩學の思想が今日もなほ生きて働く傳統的なイギリス人の考へ方を表現してゐるとすれば、スミスの主張は今日イギリスの將來を豫測する上に一つの手がかりを與へると云へないことはないであらう。

それはともかく、アダム・スミスが右の如く大西洋を挟んだ自由主義的大英帝國を構想し、首府のアメリカ大陸への移轉をも辭しない氣宇の雄大なところを見せてゐるのは、刮目に値する事柄でなければならぬ。個人主義とか自由主義とか云へば、ともすれば消極的退嬰的なものであるかの如く誤解され易いのであるが、少くともその創始者に於ては右の如き積極的進取的な側面をもつてゐたのである。そしてこのやうな進取的な精神があつたからこそ、日没するところなき大英帝國の建設も可能であつたと考へなければならぬ。而もイギリスの場合とくに見落してならないと思はれるのは、近世のヨーロッパ人を特色づけるこの種の進取的な精神が、對内的には云ふまでもなく對外的にも他の諸國民に比し遙かに旺盛であつた自由の精神によつて裏付けられてゐたことであ

る。イギリスがポルトガルやスペインやオランダやフランスを壓倒して世界制覇に成功することができたのは、理智的打算的な商人的狡智に負ふところ大なるものゝあつたことは云ふまでもないが、第一次帝國について見ても、その成功が自由の精神に負ふところもまたそれに劣らず大なるものゝあつた點を見逃し得ないやうに思はれる。そしてスミスの思想は大英帝國の建設を指導したイギリス國民の自由主義的進取の精神の極致的表現であつたと云つてよいのである。第一帝國を指導したのは自由主義的進取の精神といつたものではなくて重商主義的侵略の精神であつたと云はれるでもあらう。確かにさうである。第一帝國はその成立の由來からして即ち當時の世界的傾向に従つて何處までも重商主義的侵略的であつた。然し特にイギリスの侵略を勝利せしめた重要原因の一つとして我々は次代の世界的原理たり得る自由主義的なものがその根柢にあつたといふことを認める必要がありはしないであらうか。現にアメリカに於ける英領植民地が他の如何なる國の植民地よりも自由主義的なものであつたことは最初に一言した通りである。勿論、英領植民地の自由と云ふも原住民に對する壓制や黑人奴隸の介在と兩立し得る底のものであつた。然しこの種のイギリス的自由の抽象性に關しては、第二帝國といへども第一帝國と本質的に異なるものではない。ともかく、第一帝國は自己の根柢にあり且つ自己が生育したものと矛盾するに至つて崩壊せざるを得なかつたのである。アメリカの獨立問題は重商主義とその根柢にあつた自由主義的なものとの矛盾の表現とも見ることができ、危機を克服するためには、危機の原因たる矛盾をその底に徹することによつて之を越えるよりほかに道はない。スミスは第一帝國崩壊の危機に臨み帝國を崩壊に導きつゝある新しきものを生かすことによつて帝國を救はんとした。然しこの意味の救済はもはや舊帝國の保持といふことではなくてその改造ないし變革といふことでなければならなかつたのである。

『國富論』の最後の章に於てスミスは右に述べたと同じ主張をアメリカのみならず其他の一切の植民地およびアイルランド——アイルランドは當時まだ獨立してゐた、グレートブリテンとアイルランドとの合同が實現したのは一八〇一年のことである——に適用してゐる。曰く。

「英國系ないしヨーロッパ系人民の居住する帝國の一切の領域へ英國の課税制度を擴張することによつて、多大の増収が期待されるであらう。しかしながら、英國議會または大英帝國々民議會 (The state-general of the British empire)——と呼んでもよいが——これら一切の領域の公々々等代表を出すことを承認し、各領域の代表がその租税收入に對してグレート・ブリテンの代表がグレート・ブリテンから課徴される租税收入に對して有すると同一の比例を保つことを承認することなくしては、英國の政治組織と一致してこのことが行はれるといふことは恐らく殆んどあり得ないであらう。實際いまのところ、多くの有力な諸個人の私慾や人民大衆の頑固な偏見がかかる大變革に反對し、打勝つことの極めて困難な否おそらくは全く不可能な障壁となるであらう。しかしながら、かかる合同が實行され得るか實行され得ないかを決定しようなどと企てないで、ただ英國の課税制度がどこまで帝國の全領域に適用され得るか、もしそのやうに適用されるならばそれから幾何の收入が期待されるか、およびこの種の一般的合同 (a general union) はそれに包含される諸領域の幸福と繁榮にどんな具合に影響するであらうかといふことを考察するのは、この種の思辨的著作に於ては恐らく不適當ではないであらう。かかる思辨はいくら悪くても精々一つの新ユニトピアと考へられ得るに過ぎないのであつて、なるほど舊ユニトピアよりは面白くないであらうが、然しだからと云つて一層無用であり妄想だと考へられないのである。」(第二卷四一九頁)

スミスの一般的合同論はイギリスの重商主義政策の云はゞ總決算と云つた意味をもつてゐた。即ち彼は、長期にわたつたイギリスの植民地獲得戦争によつて膨脹した財政を整理するためには、すなはち戦争によつて増徴された公債の償還基金を確保して國民經濟を整備するためには植民地やアイルランドに對する課税が不可缺であり、この課税を確保するためには一般的合同よりほかに道はないと考へたのである。こゝでは彼はかなり積極的

であり、むしろ政勢的である。彼はアメリカやアイルランドが聯合して母國に貢獻すべき理由を説いて云ふ。アイルランドおよびアメリカの兩者がグレート・ブリテンの公債の償還に貢獻するといふことは正義に悖るものではない。この公債は一六八八年の名譽革命によつて建設された政府の起したものであるが、アイルランドの新教徒が現在享有してゐる全權威ばかりでなく自由や財産や宗教に對する保證もまたこの政府のおかげなのである。またアメリカの植民地のうち若干の植民地が現在もつてゐる諸特權および政治組織も同様にこの政府のおかげであり、アメリカの總ての植民地が享受してきた自由や安全や財産もまたこの政府のおかげである。この公債は單にグレート・ブリテンだけではなくて帝國の全領域の防衛のために起されたものであつて、特に最近の戦争で起された巨額の公債は本來アメリカの防衛のためであつたのである。(同四二九―三〇頁)。

スミスの見るところによれば、合同によつてアイルランドや植民地は單に負擔を負ふばかりではない。合同によつて同時に利益を受けるのである。それによつてアイルランドは自由貿易の利益以外に貴族的專制から免れ得るといふ政治的利益を享受する。またアメリカは自由貿易のほか政治的には人民の愛情を分裂せしめ政府の靜穩を擾亂する小民主國に免れ難い敵意と怨恨にみちた黨派心の弊害から免れ得ると云ふのである。(同四三〇頁)。

而してスミスは植民地を母國に合體することによつて収入の増加を期待し得ないとすれば、植民地を手離すべきだと提案する。収入の増加が見込なしとすれば、残る唯一の手段は經費の削減である。彼の見るところによれば、イングランドの課税方法および支出方法はなほ改善の餘地があるかも知れないが、少くとも節儉を旨としてゐる點に於ては何れの國に比べて見ても遜色はない。常備兵力もまた競争國のそれに比べて適度と云はねばならぬ。とすれば、戦時および平時に植民地のため投ずる經費を免れるより外に經費削減の道はない。植民地防衛の

ために巨額の戦費が投じられてきたのは、植民地が大英帝國の領域と考へられたからである。然し收入に於ても兵力に於ても帝國の支持に貢獻しない地方は帝國の領域とは考へ得られない。それは恐らく帝國の附屬物すなはち一種の華かぞ素晴らしい供廻りと考へられしよう。然しもし帝國がもはやこの供廻りの維持費を負擔し得ないとするならば、それは廢止さるべきである。而して平戰兩時に植民地のために投じられる經費を削減すると、植民地を手離すことにほかならない。スマスは爲政者の決斷を促して書いてゐる。

「グレート・ブリテンの支配者たちは、過去一世紀あまりの間大西洋の西側に一大帝國をもつといふ想像をもつて人民を悦ばせてきた。しかしながら、この帝國は今日に至るまで想像の中のみ存在してきたのである。それは今日に至るまで帝國ではなくて帝國の計畫にすぎなかつた、金鑽ではなくて金鑽の計畫にすぎなかつた、而もこの計畫たるや、何らの利潤をもたらす見込なくして巨額の經費を要してきたし、現に要しつづけてをり、從來と同じ方法で進められるならば今後も要しさうである。蓋し植民地貿易の獨占の結果は利潤よりはむしろ損失をもたらしたにすぎないからである。たしかに今こそ、我國の支配者たちが恐らく人民と共に自ら睥ひ耽つてきたこの黄金の夢を實現するか、または彼等自身まづそれから覺醒し進んで人民を覺醒せしむべく努力するかすべき秋である。この計畫が實現され得ないとすれば、それは放棄さるべきである。英帝國のいづれかの領土が全帝國の支持に貢獻せしめられ得ないとすれば、確かにそれは、グレート・ブリテンが戦時に於てそれらの領土を防衛し平時に於ては文武行政費のいづれかの部分を負擔するの經費を免れ、帝國將來の目的と計畫を國情の眞に中を得たところに適合せしむべく努力すべき秋なのである。」(同四三二—三三頁)

これが植民地問題に關するスマスの結論であると同時に、『國富論』の結語でもあつたのである。而して彼はこの種の結論はイギリスだけではなくて當時のヨーロッパ全體に適用し得ると考へてゐたやうである。彼は或る友人に宛てた一七八二年十月十四日付の手紙の中に母國の支持に貢獻しない植民地の無用といふことをヨーロッパ全體の問題として次の如く書いてゐる。「その防衛が必然的に極めて高價であり、收入または兵力のいづれか

によつて帝國の一般的防衛に何物かを貢獻するといふことを全然なさず、自分自身の防衛にさへ殆んど全く貢獻しない一切の遠隔領地が眞實無益であるといふことは、それに關するヨーロッパの偏見が矯正されることを緊急要務とする問題であると私は考へます。」と。(ジョン・レー、アダム・スミスの生涯、三八二頁)

アメリカの問題は合同の方向にはなくて、それが不可能な場合にスミスの推奨した方向に解決された。即ちイギリスは一七八三年つひにその獨立を承認するの止むなきに至つたのである。アメリカの獨立は決して植民地住民の獨立運動のみによつて成功したのではない。自由主義の風潮に乗り、イギリスを憎むヨーロッパ諸國民なかんづくフランスの同情と援助の賜物であつた。大英帝國內の内亂がヨーロッパ戦争にまで擴大することによつて初めてアメリカの獨立が實現したのである。イギリスがいま少し迅速かつ巧妙に對處してゐたならば、この結果は必ずしも不可避ではなかつたであらうといふのが、歴史家の殆んど一致せる推測となつてゐる。運動は必ずしも舉民一致・民衆の全般的騷擾といふわけではなかつた。それが決行と成就は比較的少數人士の所爲と云つてよかつた。多くの植民地住民はイギリスを故郷と呼び、母國に對する純眞な愛情を残してゐた。二百五十萬の住民のうち僅か三分の一弱が植民側の主張の積極的支持者であるにすぎず、二分の一強は中立の態度をつゞけ、イギリス國王に對する忠誠を堅持する人々も少くなかつたと云はれてゐる。加ふるに、富裕階級の間には戦争に對する深刻な懷疑がたゞよつてゐた。スミスの觀測は的をはずれてはゐなかつたのであり、彼の提案の實行は必ずしも不可能ではなかつたのである。然しその實行は重商主義的舊體制の變革を意味した。そして可能な變革を不可能に終らしめたものは、支配者層の舊體制への執着であつたと云はなければならぬ。

スミスの合同論は實現しなかつたけれども、彼は必ずしもアメリカの獨立を悲觀してゐたやうには考へられぬ。彼が自發的分離を有利かつ合理的と考へてゐたことは既に述べた如くである。たゞそれが不可能だと考へた

が故に、彼は合同論を主張したにすぎなかつたのである。現實化した分離は自發的ではなくて暴力的であつた。然し分離が既成の事實となつた以上、分離の利益が期待されないではない。領有によつて維持される植民地貿易の獨占は利益よりは損失をもたらすにすぎないといふのがスマスの持論であつた。これに對しては種々の異論が成立つてあらう。然し當時のアメリカに於ける英領植民地が國家財政に對して與へる負擔の利益よりも大きかつたことは事實であつた。のみならず、彼は經濟的利益の打算によつて植民地の放棄を主張したりなどはしなかつた。反對に、植民地をして全帝國の經費の應分の負擔をなさしめんとして一般的合同論を提唱したのである。然し分離は事實となつた。イギリスは屬領のための負擔を免れ、しかも有害な植民地貿易の獨占政策を放棄し得ることゝなつたのである。それによつて自由貿易政策が實現されることゝなるならば、アメリカの獨立がならずしも悲觀すべきではないといふことになるであらう。蓋しスマスの自由主義は國民的ならびに人類の利益のために特權的商業資本を基礎とする重商主義的植民帝國を改造するといふ意味をもつてゐたからである。

然し繰返へし強調して置きたいのは、植民地の放棄といふ形に於ける重商主義的植民帝國の改造は決してスマスの本意ではなかつたといふことである。彼は植民地貿易の獨占を否定するけれども、植民地貿易そのものを否定したりなどはしない。植民地が否定されるとすれば、本國に合體されることによつて否定されるにすぎない。彼が提唱したのは植民地と本國との合同といふ形に於ける植民帝國の改造である。分離は英國人としての彼の欲するところではなかつたやうに思はれる。彼は自由貿易の場合と同じく本國と植民地およびその他の屬領との合同に關する自己の主張を悲觀してユートピアだと云つてゐるけれども、自由貿易の場合と同じく、それに關する彼の信念にはかなり確固たるものがあつたやうに思はれる。イギリスが合衆國の獨立を承認した翌年、すなはち一七八四年にスマスは『國富論』の第三版を出し、かなり大きな訂正と増補とを加へたけれども、合同に關する

主張を撤回しなかつたばかりでなく殆んど修正してゐない。その後も、一七八六年の第四版および生前の最終版たる一七八九年の第五版と訂正の機會をもたぬではなかつたが、同様である。これによつても、自らユートピアだと稱してゐる一般的合同に關する彼の信念には、かなり確固たるものゝあつたことが知られる。事實、獨立した北アメリカの十三州だけがイギリスの植民地ではなかつた。彼の主張の適用され得る部面はまだ残つてゐた。アイルランドに關しては、一八〇一年に彼の主張が實現して聯合王國が成立した。否、米國の獨立後、産業革命の成就と共に本格化したアフリカや印度や濠洲の經略をまつて成立した第二帝國は少くとも經濟的にはスミスの原理の實現と見ることが出来る。然し政治的に見る場合には、第二帝國はスミスの構想した帝國と全く異つた原理に據つてゐる。スミスは集權的な一般的合同を提唱したが、第二帝國は分立的である。第二帝國の崩壊を前にして英國人は、政治的にもスミスの原理を實現し米國および自治領との一般的合同によつてアングロ・サクソンの世界秩序の再建と防衛を企圖する可能性がないとは云へないであらう。我新秩序の建設はこれとの對決をも用意してかかる必要があるやうに思はれるのである。而して英國をこの方向に驅立てるものは恐らく印度の獨立であらう。印度の問題に關聯してスミスの思想において我々の注意を惹くのは、彼のユートピアたる一般的合同の對象となつてゐるのは「英國系ないしヨーロッパ系人民の居住する帝國の一切の領域」であつて、いはゆる「東印度會社の獲得領土」がその中に含まれてゐない點である。と云つて勿論、これらの領土の獨立を認めるのではない。この點に關しては、彼の構想した帝國は第二帝國と政治的にも全く同一の構成をもつと云つてよい。即ち、スミスの場合に於ても、西洋人以外の諸民族の居住する植民地は一般的合同の範圍外にあつて、植民地としての隸屬的運命に甘んずべきものと考へられてゐるやうに思はれるのである。その點、彼は、一面に於てかなり公平な世界的觀點をもつてゐないではなかつたけれども、やはりどこまでもイギリス人でありヨーロッパ人であつた。